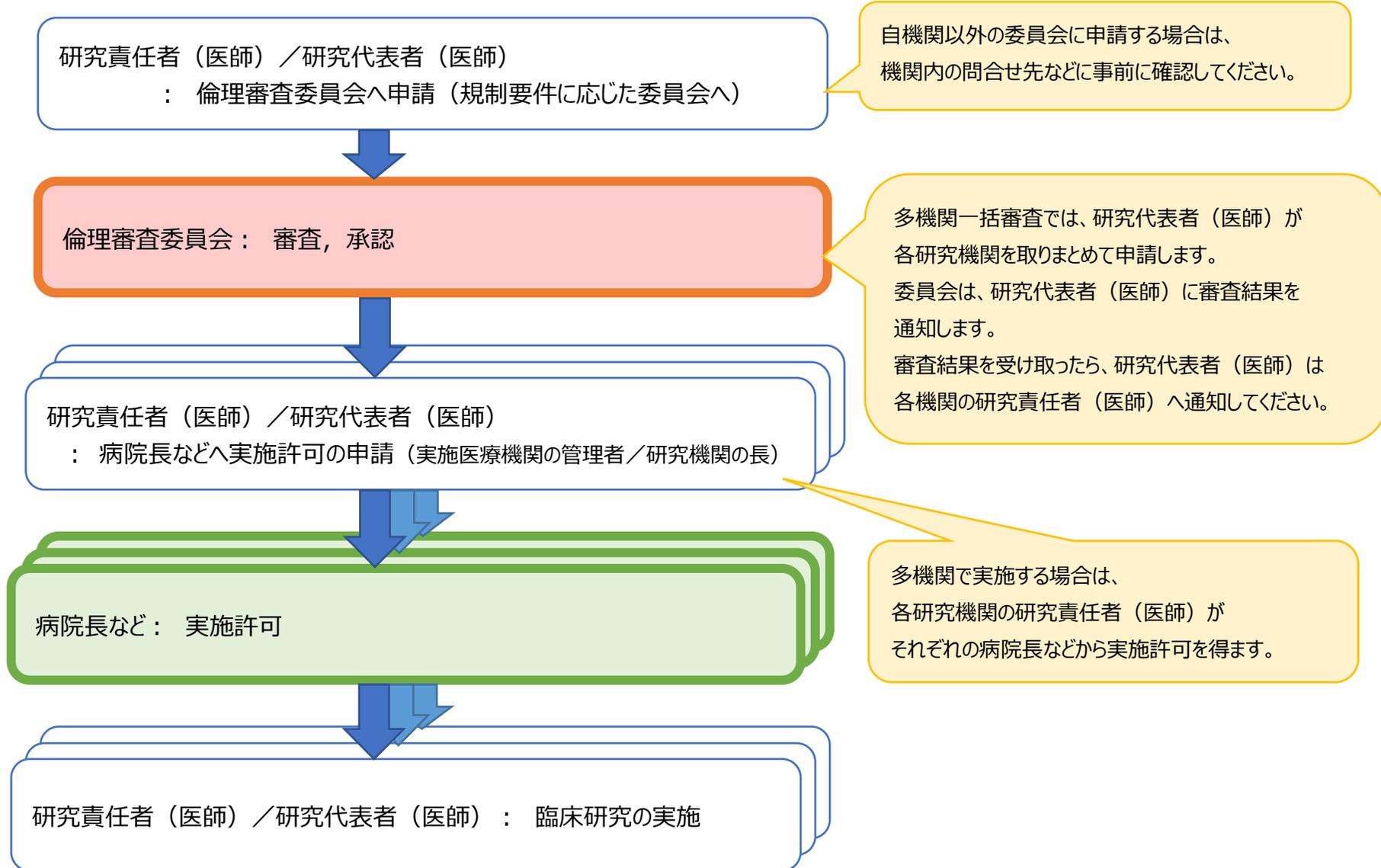


臨床研究を実施するためには

倫理審査委員会の承認の後、
病院長など（実施医療機関の管理者／研究機関の長）の実施許可が必要です。



委員会付議に関する問合せや、病院長などへの実施許可の申請は、各機関の運用に従って必要な手続きを行ってください。